

「東日本大震災」による被災組合員への見舞い金と 東労組無利子貸し付けについて

JR東労組本部は今回の「東日本大震災」で被災された組合員を対象に下記の通りお見舞い金制度をつくりました。対象者はJR東労組組合員です。また、JR総連の総合共済とは別に支給されますので、総合共済に加入されている組合員の方は、合わせて申請をお願いします！

被災組合員へのお見舞い金

- <支給対象> (1)津波被害に遭った組合員
(2)福島第一原発から半径30km以内に居住していた組合員および「計画的避難区域」に居住する組合員
- <支給額> 30,000円

被災組合員・家族の死亡、 行方不明者へのお見舞い金

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 本人 | 500,000円 |
| (2) 配偶者 | 300,000円 |
| (3) 子 | 100,000円 |
| (4) 親（義親含む） | 50,000円 |

家屋被災へのお見舞い金

- | | |
|---------|----------|
| (1) 全壊 | 700,000円 |
| (2) 半壊 | 300,000円 |
| (3) その他 | 50,000円 |

（損害額が5万円以下の場合はその金額）

*申請にあたっては、総合共済給付申請時に必要な「住宅災害事故調査報告書」の写しを分会担当者に提出してください。
不明な点は分会まで。

被災組合員に 無利子貸し付けを行います！

- | | |
|-------|--------------------|
| 融資限度額 | 最高 1,000万円 |
| 貸出し基準 | 100万円以上 10万円単位 |
| 返済期間 | 最長 10年（期末手当の返済併用可） |

融資の申込みには

- ①「金銭消費貸借契約書（兼申込書）」に必要事項を記載し、
- ②当該地本執行委員長の承認と2名の連帯保証人が必要です。
（希望する組合員は分会に申請してください）

4月5日、本部は連帯活動基金運営委員会を開催、3月11日に発生した東日本大震災で被災した組合員への生活復興支援・お見舞いのため、連帯活動基金の支出について検討しました。これは総合共済制度からの給付金とは別に、被災した組合員への当面の生活保障にと組合として支給を判断したものです。本部は、7～8日に仙台地本管内で開催した緊急地本委員長会議で議論のうえ確認し、さらに中央執行委員会で左記のようにお見舞い金の拠出を決定しました。



不明な点は地本総務部までご連絡下さい！